

平成 30 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 30 年 5 月 24 日(木)

警察総合庁舎 大会議室

○法務省保護局被害者等施策班 田中補佐官

御紹介いただきました法務省の田中です。

縦長緑色の一番下に法務省保護局と書いているリーフレットを参考にしながら、更生保護の世界の犯罪被害者支援について御説明いたします。

更生保護という言葉をお聞きの方にもいらっしゃると思いますので、更生保護という言葉の説明をさせていただきますが、更生保護というのは、基本的に加害者の指導・支援を意味する言葉です。モデル的にお話ししますが、懲役 3 年の実刑を言い渡された人が、刑務所に何年いるか皆さん御存じでしょうか。実際のところは、受刑した人の約半分の人は 3 年間受刑するのですが、約半分の人は 3 年よりも早く出ていきます。仮釈放という処分を受けて出てくることとなります。

その仮釈放の期間というのは、人によって異なってくるのですが、共通のルールがあり、例えば 3 年の刑を言い渡された人が 2 年 10 カ月で出てきたら、残り 2 カ月は保護観察を受けるというルールになっています。では、更生保護とは何かというと、仮釈放を決める地方更生保護委員会という役所があるのですが、その仮釈放を決めることと、残りの期間の保護観察を担当することを更生保護と呼ばせていただいております。

リーフレットの裏面に全国 50 カ所の保護観察所の連絡先と、一番下に全国 8 カ所の地方更生保護委員会の連絡先を書かせていただいておりますけれども、このような体制でやっているところです。

我々は、加害者が、犯罪をしないように指導していくのですが、何も支援をしなければ生活を持ち崩して再犯する人もいますので、一部支援するようなこともあります。犯罪被害者の支援のときに、何故加害者を支援する人が来るのかと疑問を持たれる方も多いのですが、実は犯罪被害者の方で加害者に関するニーズを持たれている方は、意外といらっしゃいます。「私の加害者は今、刑務所にいるんですか、社会にいますか、どこにいますか」、これを知りたいですという方がいらっしゃいます。それから、先ほど仮釈放の話をしました。「私の今の気持ちからして、仮釈放なんて許せません、そんなことどうして決めるんですか、決める人に物申したい」、このような方がいらっしゃいます。それから、保護観察の段階になって、「私の今の気持ちを加害者にぶつけない」、このような方もいらっしゃいます。これらのニーズには、我々のような加害者の対応をしている組織でしか対応ができません。

そのため、平成 19 年の 12 月から、我々の世界では 4 つ、主に被害者の方にかかわる制度を設けさせていただきました。それがリーフレットを開いていただいた左 3 分の 2、4 つほど書かせていただいている仕組みになります。

まず被害者等通知制度から御説明さしあげます。被害者の方からお申し出いただきまし

たら、「保護観察中です」、「受刑中です」、「どれぐらい指導を受けています」といったごく限られた情報ではありますが、一定の情報をお伝えするという仕組みです。

次が意見等聴取制度です。これは先ほどの加害者の仮釈放を実際に判断する人間に直接、意見を言うことができる仕組みです。「仮釈放しないでほしい」と言っていたいただいても構いませんし、「今つらいんです」とおっしゃっていただいても構いません。実際に仮釈放になったとしても、その後の保護観察で、いただいた御意見は貴重な情報として参考にさせていただきます。

次に、心情等伝達制度です。こちらは、被害者の方が加害者に気持ちを伝えたいけれども、実際に面と向かって会うのは怖いということもあろうかと思しますので、保護観察官が被害者の方から御意見を聴取した内容を書面化し、別の機会に別の場所で加害者にお伝えする仕組みです。

最後に相談支援です。こちらは内容を問わずに相談を受け付ける制度で、刑事司法の仕組みについて御不明な点があればお答えします。今御説明した4つの仕組みについて詳しく御説明もしますし、場合によっては地方公共団体の皆様の仕組みを紹介し、又はつないだりといったことをさせていただきます。

これら4つの対応をするために、更生保護官署では被害者専従の保護観察官と保護司を置き、専用電話と専用の相談室を置いて、被害者の方に配慮しながら対応させていただいております。加害者の方の対応をしている組織ではありますが、加害者を再犯させない、改善・更生を図るという意味では、被害者のお気持ちとか状況を踏まえない処遇というのではないと我々は考えておりますので、こちらに載せさせていただいた4つ以外にもできることはないか、考えさせていただいております。そのような中で、皆様方のところにいらっしゃった被害者の方が何か加害者に関わるようなニーズとして、例えば「加害者のこれが知りたい」、「これはどうなんだろう」と相談がありましたら、ぜひリーフレット裏面の保護観察所や委員会の方に御一報いただけましたら連携できようかと思います。ぜひよろしく願いいたします。

一方で、加害者の支援を一部しておりますが、限定的な支援しかできません。もちろん被害者の方にはもっと限定的な支援しかできない部分もあります。そうなりますと、皆様方のお力添えをいただくこともあろうかと思しますので、何とぞ連携を図らせていただければと存じます。

こちらからの説明は以上になります。どうもありがとうございました。